

国民経済計算の 1990 年以降の遡及改定について

平成 14 年 10 月 18 日

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

1. 趣旨

昨年来、国民経済計算の年次推計値（確報や確々報）について、推計方法の見直し作業を行ってきたが、この度、その検討結果を反映させるため、また、一部新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、1990 年（度）以降（平成 2 年（度）以降）の計数（一部の支出系列については 1980 年（度）以降の計数）を改定する。

2. 改定の主なポイント（詳細は別紙を参照）

（ ）推計方法の改定のうちいくつかは、新推計方法に基づく四半期別 GDP 速報（以下「QE」という）に反映済み（平成 13 年 4-6 月期値以降の数値、及び参考系列に反映）。

(1) 年金基金の産出額の推計方法の改定

推計方法をコスト積み上げ方式に変更することによって、キャピタル・ゲイン等が推計に影響を与えないようにする（名目 GDP が平成 11 年度に約 3.7 兆円、12 年度に約 3.8 兆円減少する影響がある）。

（ ）現段階の概算であり、最終的な推計結果とは異なる可能性がある。

(2) 移動体通信装置の最終需要項目等への配分率の改定

移動体通信装置の産出額について、携帯電話の普及を踏まえ、従来は総固定資本形成に配分されていた分を家計最終消費支出等に配分し直す。

(3) 民間住宅投資の進捗転換方法の改定

進捗転換に用いる平均工期を原則 5 年ごとに推計し直す（従来は固定値）。

(4) 所得系列に関する推計方法の改定

支払利子・配当、受取利子・配当の推計方法、民間非金融法人の土地賃貸料の推計方法をより実態に即した方法に見直す。

(5) 固定資本形成デフレーター推計方法の改定

基準年（平成 7 年）における固定資本形成マトリックス（原マトリックス）を適正なものに修正する。また、建設業の付加価値に対応するデフレーターに使用する賃金指数を、「5 人以上の事業所」に変更する（従来は 30 人以上）。

(6) 資金循環統計の遡及改定に伴う対応

金融勘定に関する計数を、平成 14 年 9 月に遡及改定された資金循環統計に対応したものに改定する。

3. 改定値公表のスケジュール

以下のように3段階に分け、段階的に公表範囲を広げていく。

(1) 7～9月期1次QEの公表時(11月13日)

四半期別GDP速報で公表している支出系列について、平成13年4-6月期値以降の四半期値、平成13年度値、平成13暦年値及び参考系列の改定値を公表する。

(2) 7～9月期2次QEの公表時(12月9日)

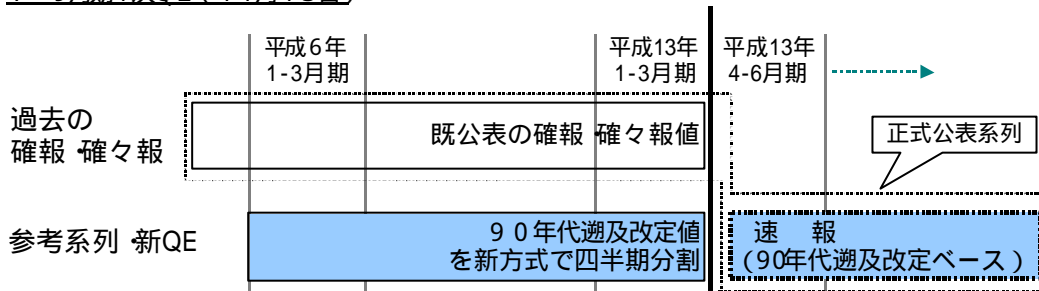
四半期別GDP速報で公表している支出系列について、平成12年1-3月期値以降の四半期値、平成12、13年度値、平成12、13暦年値及び参考系列の改定値を公表する(平成12年(度)値は確々報値、平成13年(度)値は確報値として公表する)。

(3) 平成12年(度)確々報、13年(度)確報値の公表時(12月末の予定)

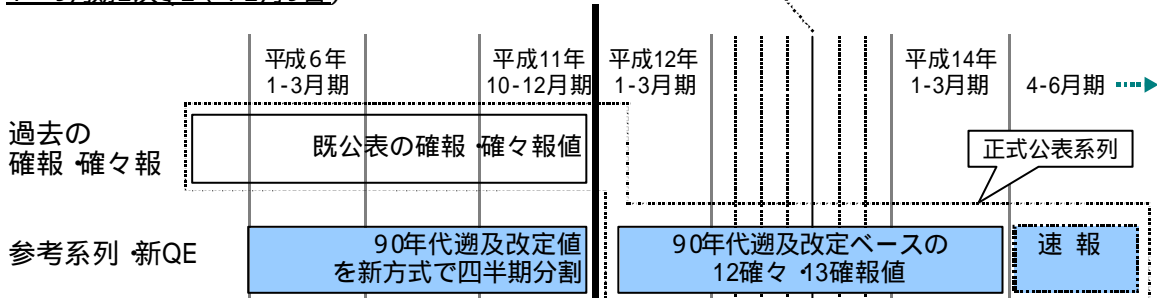
全ての勘定・系列について、改定値を公表する。

(参考) 1990年以降の改定値のQE・年報への反映イメージ

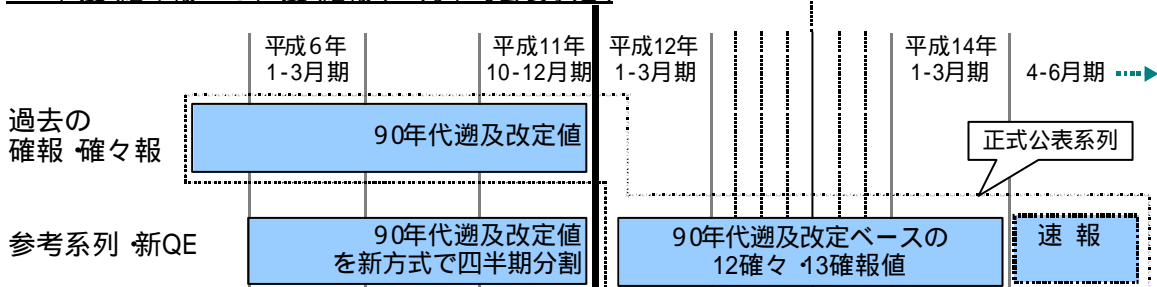
7-9月期1次QE(11月13日)



7-9月期2次QE(12月9日)



12年(度)確々報・13年(度)確報(12月下旬公表予定)



(別紙)

国民経済計算の1990年以降の遡及改定内容の詳細

<生産面の計数の改定>

1. 年金基金の産出額推計方法の改定

年金基金(金融機関の一部門。厚生年金基金、適格退職年金等が含まれる)に関連する以下の2点について、平成2年度まで遡及して変更、訂正を行う。

- 産出額の推計方法の変更
- 産出額の推計、及び所得支出勘定における経常移転等の推計上の問題点の修正等

(1) 産出額の推計方法の変更

現行の推計方法

年金基金の産出額は、

$(\text{掛金収入} + \text{財産運用純益}) - (\text{年金給付} + \text{年金準備金純増})$ ()

という定式に従って推計している。この定式は国民経済計算の国際基準である「93 SNA」で示されているものである。

() 年金準備金：将来の年金給付に備えて年金基金が管理・運用。年金加入者の資産。

年金準備金純増：年金準備金の純増額(キャピタル・ゲイン/ロスは含まない)。

財産運用純益：年金準備金の運用から得られた財産所得(キャピタル・ゲイン/ロスは含まない)。SNA上は、年金基金から年金加入者に一旦支払われ、年金加入者が改めて年金基金に「追加掛金」として支払うという取り扱いをしている。

年金基金はサービスに対する対価(料金)を年金加入者(家計)から明示的に徴収していないため、その産出額は間接的な方法で推計せざるを得ない。その間接的な推計方法として上記の定式を用いるのは、「年金基金は(当期の)掛金収入と追加掛金収入(=財産運用純益)によって、(当期の)年金給付と(将来の年金給付に対する準備である)年金準備金の積み増し(純増)を賄い、なおかつ(当期の)年金基金の運営費用等を賄うことができるように「掛金率」を設定している」という「年金制度設計上の計算」を前提としているからである。

現行推計方法の課題

上記の定式に従って推計すると、平成4年度以降の産出額は「負」となる。これは、

近年においては年金基金の財産運用において制度設計上の予定利率が実現されていない(財産運用純益が予定よりも過小となっている)ことが背景にあると考えられる。このように予定利率と実際の財産運用益との間に継続的な乖離が生じることは制度設計上、想定されていたことではないため、年金基金の産出額を上記の定式に従って推計しても、本来推計しようとしている年金基金の運営費用等を適切に推計することができないという問題が生じてしまう。

更に、年金準備金純増の推計に利用しているデータに関する問題がある。年金基金の貸借対照表の年金準備金の額は「実際に準備として積み立てている資産額」ではなく「将来の年金給付に必要な理論上の準備額」である()。この「理論上の準備額」は「将来の年金給付の額を予定利率で割り引いた現在価値」であるが、平成9年4月以降、各年金基金は予定利率を自ら設定できるようになった(従来は一律5.5%)。実際に予定利率が変更されると貸借対照表上の「理論上の準備額」が変動することとなる(予定利率が引き下げられると将来の年金給付の割引現在価値が増大し、その要因で「年金準備金純増額」が増大する)が、こうした準備金の変動は制度変更に伴う割引現在価値の変動(一種のキャピタル・ゲイン/ロス)であり、産出額の推計に含めてはいけないものである。しかし、推計に用いる貸借対照表のデータからこの変動分を識別することができないため、上記の定式に従って推計を行うと、誤差を含むこととなる。

() 予定利率通りの財産運用益等が予定通り実現し、かつ積み立てられた資産にキャピタル・ゲイン/ロスが発生していなければ、両者は理論上は一致する。実際には乖離、すなわち積み立て不足が生じている。

推計方法の変更

こうしたことから、年金基金の産出額は、「運営費用を積上げる」ことにより推計する方式に変更する。

具体的には、年金基金の「年金経理」の支出項目の資産運用に伴う運用報酬、業務委託費、コンサルティング料等の積上げによって産出額を推計する。なお、年金基金は「金融機関」に格付けているが、非営利団体であることから「営業余剰 = 0」とする。

(2) その他の推計方法の改定

現行の産出額推計方法の課題

平成11、12年度の産出額推計に用いた「財産運用純益」にはキャピタル・ゲインを含んでいたことから、過大推計となっていた(12年度の産出額は、11年度の産出額に両年度のインカム・ゲインの増分を加えることで推計したため、事実上キャピタ

ル・ゲイン相当額が含まれている)。また、所得支出勘定の経常移転等について推計漏れ等の問題があった。

具体的な修正点

「財産運用純益」にキャピタル・ゲインが含まれていた点については、(1)のとおり推計方法をコスト積み上げ方式に改定したことで訂正される。所得支出勘定については、以下のように修正する。

- 雇用者報酬における「年金基金の事務費掛金(雇主負担分)」を加算。
- 所得の2次分配勘定においては、以下のように修正する。
 - 家計から金融機関(年金基金の「年金経理」)への経常移転における「追加掛金(財産運用純益相当額)」を加算、及び「家計による年金基金の運用サービス消費支出(=年金基金の産出額)分」を控除。
 - 家計から対家計民間非営利団体への経常移転における「年金基金関連の事務費掛金(雇主負担分、雇用者負担分)相当額」を加算(年金基金の「業務経理」は対家計民間非営利団体に格付けられており、「事務費掛金」は「業務経理」に計上される)。

(3) 勘定・計数への主な影響

年金基金の産出する運用サービスは、年金加入者(家計)が消費している(家計は自らの資産である積立金を年金基金を介して運用し、更にその運用に要した費用を加えて計測されるサービスを消費している)という考え方にに基づき、全額が家計最終消費支出に計上される。これに伴い、名目GDPが改定される。

また、(2)の修正に伴い、関連する勘定・計数が修正される。

なお、平成11、12年度は、推計方法の変更に加え、財産運用純益に含まれていたキャピタル・ゲインの取扱いが変更される影響で、年金基金の算出額は大幅に改定される。改定幅は平成11年度に約3.7兆円の減少、12年度は約3.8兆円の減少となる(改定の金額は、現段階の概算であり、最終的な推計結果とは異なる可能性がある。なお、平成12年度の数値は、今後確々報に改定されるため、最終的に既に公表している確報値が上記の金額だけ変更されるとは限らない)。

2. 資金循環統計の改定等に対応した帰属利子の改定

現行推計方法の課題

金融保険業のうちノンバンクの帰属利子の推計には、資金循環統計の資産残高を用いているが、日本銀行が平成14年9月に遡及改定した資金循環統計に対応していない。また、ノンバンクの帰属利子が、貸金業者以外の資産残高も含めた推計となって

いる等の問題もある。

推計方法の変更点

資金循環統計に基づき、ノンバンクの帰属利子を再推計する。また、上記の推計上の問題を修正する。

勘定・計数への主な影響

金融保険業の産出額が改定されるが、全額が産業の中間消費となるため名目GDPには影響しない。

3. 対家計民間非営利団体の産出額・最終消費支出の推計方法の改定

現行推計方法の課題

対家計民間非営利団体産出額・最終消費支出の内訳項目の四半期分割について、平成12年度確報作成時に12年度確報値について変更を行ったが()、11年度以前は変更していない。

また、対家計民間非営利団体の産出額(費用積上げで推計)のうち、雇用者報酬部分の四半期値推計には、「毎月勤労統計調査」における「30人以上の事業所」の賃金指数(教育業、サービス業の現金給与指数)を使用しているが(12年度確報値でも同指数を使用)、「5人以上の事業所」の指数がより適切と考えられる。

()不適切な四半期変動の発生を避けるため、代表性が高くないと考えられる基礎統計を利用した四半期分割を取りやめ、内訳項目ごとに原則として4等分割とする。ただし、「教育」、「その他」の雇用者報酬等、基礎統計との関連性が高い項目については、その季節パターンを加味して分割する。

推計方法の変更点

12年度確報作成時に12年度確報値にのみ行った四半期分割方法の変更を、2年まで遡って適用し再推計を行う。

また、雇用者報酬部分の四半期分割に「5人以上の事業所」の賃金指数を使用する。12年度についても同指数を用いて推計し直す。

勘定・計数への主な影響

対家計民間非営利団体の産出額・最終消費支出が改定されるため、当該制度部門の所得支出勘定の計数が改定になる他、名目GDPも改定される。

なお、新しい方法は、新推計方法に基づくQEに反映済みである。

< 支出面の計数の改定 >

4. 移動体通信装置の配分率の改定（携帯電話の推計）

現行推計方法の課題

平成7年基準改定時、移動体通信装置の需要先を総固定資本形成と中間消費に設定したが、近年、移動体通信装置に含まれる携帯電話・PHSの家計最終消費支出が増大しており、実態を反映していない。

推計方法の変更点

移動体通信装置について、企業の間接消費、総固定資本形成、及び家計最終消費支出間への配分率を実態を踏まえて見直す。具体的には、従来総固定資本形成に配分されていた分を家計最終消費支出、中間消費に配分する。携帯電話・PHSの事業所、世帯別の累計加入者数、企業の購入台数などの情報を利用して配分比率を推計する。

データが入手可能な平成8暦年（1996年）以降再推計する。

勘定・計数への主な影響

支出系列の総固定資本形成が減少となる一方、家計最終消費支出が増加する。また、中間消費が増加するため、名目GDPが減少する。

5. 民間住宅投資の進捗転換方法の改定

現行の推計方法の課題

民間住宅投資は、「建築物着工統計」の工事費予定額を用途別・構造別の平均工期を基に出来高に進捗転換して推計している。従来は平均工期に固定値を使用しており、実態を反映していない可能性がある。

推計方法の変更点

平均工期は、原則5年ごとに「建築統計年報」の工事期間データ等から推計し直した値を用いる。間の期は補間する。

勘定・計数への主な影響

暦年値の推計においては、コモディティ・フロー法によって総固定資本形成が推計され、そこから住宅投資、公的固定資本形成が控除されて民間企業設備が推計される。このため、民間住宅投資額が変更になると、残差として推計される民間企業設備は変更になる一方、総固定資本形成の総額は変わらないため、名目GDPの暦年値も殆ど変わらない（消費税に関する投資控除の調整のため、名目GDPについても若干の変更がありうる）。

ただし、民間住宅投資の四半期パターンが変わるため、名目GDPの四半期値、年度

値（年度値は四半期値の合計で計算する）は改定される。また、固定資本形成関連のデフレーターの推計に使用する「部門別情報」が改定されることになるため、固定資本形成関係のデフレーターが改定され、GDP、固定資本形成の実質値が改定される。

また、民間住宅投資、民間企業設備の再推計に伴い、実物資産残高も改定される。
再推計を行う期間及びQEとの関係

支出系列は93SNAに基づき80年代を暫定推計しているため、住宅投資は昭和55年（1980年）以降再推計する。

なお、新しい方法は、新推計方法に基づくQEに反映済みである。

6．民間在庫品増加の推計方法の改定

現行推計方法の課題

民間在庫品増加は、コモディティ・フロー法により推計した在庫品増加から、別途推計している公的在庫品増加を差し引いて算出しているが、コモディティ・フロー法により推計している品目と公的在庫品増加として推計している品目の対応関係に、不完全な部分がある

推計方法の変更点

上記の対応関係を実態に合うよう見直し、民間在庫品増加を再推計する。

勘定・計数への主な影響

支出系列の民間在庫品増加が改定されるため、GDPが改定される。

なお、新しい方法は、新推計方法に基づくQEに反映済みである。

7．医療の推計方法の改定

(1) 医療費(政府最終消費支出計上分)

現行推計方法の課題

医療費の政府最終消費支出計上分(保険給付額)の推計に用いる保険者の決算書は、実際に医療機関への支払が行われた時点で記録されているが(「現金主義」)、国民経済計算は「発生主義」の考え方を採っており、支払義務が生じた時点で記録する必要がある。平成11年(度)確々報値、12年(度)確報値以降、推計方法を、それ以前の現金主義から発生主義に変更したが、10年(度)以前は現金主義のままとなっている。また、11年(度)確々報・12年(度)確報以降の推計値については、発生主義に転換する際、「基金統計月報」のみを用いていた。

推計方法の変更点

10年(度)以前の計数も発生主義に基づき推計し直す。

医療費については、支払義務の発生から実際の支払まで、経験的に1ヵ月程度のずれがあると言われていることから、それを勘案した上で年度値を推計する。具体的には、決算書による現金主義の給付額(年度値)を、制度別に「基金統計月報」と「国民健康保険事業年報」の月別給付額を用いて、発生主義の給付額(年度値)に転換し、四半期値に分割する。また、既に発生主義を採用している11年(度)以降については、「基金統計月報」のみならず「国民健康保険事業年報」()も用いて転換する上記の方法で推計し直す。

() 確報推計時には「国民健康保険事業年報」が使用できないことから、「国保医療費の動向」で代替している。

(2) 医療費(家計最終消費支出計上分)

現行の推計方法の課題

医療費の家計最終消費支出計上分(自己負担額)の四半期値について、平成11年(度)確々報、12年(度)確報以降は、四半期ごとに医療サービス総額()から発生主義で推計した政府最終消費支出計上分を差し引いて求めている。しかしながら、10年(度)以前は、まず家計最終消費支出計上分の暦年値を、医療サービス総額(暦年値)から現金主義による政府最終消費支出計上分(暦年値)を差し引いて求めた上で、その値を「基金統計月報」の診療報酬の点数で四半期分割しており、発生主義による計数になっていない。

推計方法の変更点

10年(度)以前については、11年(度)以降と同様の方法で四半期値を推計し直す。なお、上述の通り、医療サービス総額及び政府最終消費支出計上分の四半期値推計等を行う際、「基金統計月報」に加えて、「国民健康保険事業年報」等を用いることとしたため、11年(度)以降についても家計最終消費支出計上分を推計し直している。

() 医療サービス総額の推計方法

・ 暦年値

産業連関表をベンチマークとして国民医療費の伸び等で延長推計する。

・ 四半期分割

暦年内で制度変更がない場合には、医療サービス総額(暦年値)を政府最終消費支出計上分全体と同じ四半期比率で分割する。

暦年内で制度変更がある場合には、変更に伴う保険給付額の変化額(四半期値)を基礎統計から推計し、それを政府最終消費支出計上分に加算・減算し、仮に制度変更がなかった場合の保険給付額(作業値)を求める。その作業値の四半期比率で医療サービス総額(暦年値)

を分割する。

(3) 勘定・計数への主な影響

医療費の政府最終消費支出計上分、家計最終消費支出分が改定されるため、支出系列の政府最終消費支出、家計最終消費支出(四半期・暦年・年度)が改定される。これにより、名目GDP(四半期・年度)が改定される。ただし、名目GDPの暦年値は、医療サービス総額の暦年値が変わらないため、変化しない。

なお、新しい方法は、新推計方法に基づくQEに反映済みである。

8. 家計最終消費支出等に計上する商品・非商品販売の改定

現行推計方法の課題

一般政府の「商品・非商品販売」において、家計向け(家計最終消費支出に計上)産業向け(中間消費に計上)の区分を見直したところ、適切でないものがあった(平成2～9、12年(度))。

また、家計向け販売分を家計最終消費支出へ計上する際、一般政府の年度値の4等分値により暦年転換した後、その暦年値を一般政府とは異なる比率で四半期分割していたため、結果的に一般政府の計数と年度、暦年、四半期値のいずれでみても一致していなかった。

推計方法の変更

2～9、12年(度)について、一般政府の「商品・非商品販売」の中の家計向け、産業向けの区分を改める。

また、2年以降、家計最終消費支出に計上する家計向け販売分の四半期値については、一般政府の四半期値に一致するよう改める。なお、一部の項目では、一般政府、家計最終消費支出ともに「商品・非商品販売」の四半期分割を改める。

勘定・計数への主な影響

2年以降、家計最終消費支出、名目GDPが改定になる(年度、暦年、四半期値)。

また、一般政府については年度値は変わらないが、「商品・非商品販売」の四半期分割を一部改めるので、政府最終消費支出の四半期値、暦年値が改定になる。さらに、付表1(財貨・サービスの供給と需要)の政府サービス生産者の行の、中間消費、国内家計現実最終消費、国内家計最終消費支出の計数が改定になる。

< 分配面の計数の改定 >

9. 適格退職年金の雇主負担額の推計方法の改定

現行推計方法の課題

適格退職年金の雇主負担（＝保険料（年金掛金））の推計は、以下のような算式に基づく。

$$\text{保険料} = \text{産出額} - (\text{財産運用純益} - \text{保険金} - \text{責任準備金純増額})$$

現行の推計方法では、産出額を先に推計した後、財産運用純益、保険金、責任準備金をそれぞれ推計し、これらを控除することにより、保険料を残差として算出しているが、この方法では保険料の変動が大きく、実態を表していない可能性がある。なお、保険料は「雇主の自発的現実社会負担」の一部として雇用者報酬の構成要素となっている。

推計方法の変更点

保険料を別途推計し、責任準備金純増額を残差として算出する方法に変更する。保険料は、適格退職年金の資産額に、厚生年金基金における保険料と資産額の比率を乗じることで推計する。

勘定・計数への主な影響

名目GDPは変わらないが、雇用者報酬が改定されるため、営業余剰も改定される。これに伴い、一国経済及び制度部門別の所得支出勘定の関係する計数が改定される。

10. 財産所得における支払利子・配当、受取利子・配当の推計方法の改定

現行推計方法の課題

財産所得の推計において、制度部門別の受取利子・配当額は以下のように推計される（実際の推計は、利子、配当それぞれについて行われる）。

（ ）以下、海外からの「受取利子」は、日本側（居住者）からみた「受取」利子を意味している。

1) 以下の算式により国内受取利子（配当）総額を推計する。

$$\text{国内受取利子（配当）総額} =$$

$$\text{国内支払利子（配当）} - \text{海外への支払利子（配当）} + \text{海外からの受取利子（配当）}$$

〔国内支払利子（配当）は個別の統計、決算書類等の積み上げ計算により推計する。〕
〔海外へ（から）の支払（受取）利子・配当は国際収支統計から推計する。〕

2) 公的非金融法人企業、公的金融機関、一般政府の受取利子、受取配当は決算書等からそれぞれ積み上げ計算する。

- 3) その他の制度部門（民間金融機関、非金融法人企業、対家計民間非営利団体、家計）の受取配当は、受取配当の総額から2)の受取配当を差し引き、各部門が保有する国内株式資産残高で分割して推計する。
- 4) 民間金融機関の受取利子は、まず、受取利子・配当の合計を決算書等から積み上げ計算し、3)で推計した受取配当を差し引いて推計する。
- 5) その他の制度部門（非金融法人企業、対家計民間非営利団体、家計）の受取利子は、総額から2)、4)を差し引き、それぞれの部門が保有する（株式以外の）金融資産残高の比で分割して推計する。

こうした現行の推計方法には、以下のような問題がある。

（受取配当）

- 非金融法人企業、民間金融機関、対家計民間非営利団体、家計の受取配当を推計する際、国内に保有する株式資産残高のみで分割しており、海外への投資と国内への投資の部門別の相異を反映していない
- 対家計民間非営利団体の受取配当は規模が小さいため、現行の推計方式では変動が激しく、実態を反映していない可能性がある。

（受取利子）

- 受取利子の総額が過少推計になっているとみられる。部門別には、特に、民間非金融法人の受取利子額が極めて少ない。
- 対家計民間非営利団体の受取利子は規模が小さいため、現行の推計方式では変動が激しく、実態を反映していない可能性がある。

推計方法の変更点

（受取配当）

- 受取配当の推計において、部門別の「海外からの受取配当分」を反映させる。具体的には、海外からの受取配当総額（国際収支統計の投資収益の受取）に、資金循環統計から得られた以下の比率を乗じて推計する。

（各制度部門の対外直接・証券投資残高） /

（全ての制度部門の対外直接・証券投資残高）

金融機関の公・民別の計数は、公的金融機関分は決算書等から推計し、民間金融機関分は金融機関の合計から公的金融機関分を差し引いて求める。

- 対家計民間非営利団体の国内株式受取配当を、以下の算式で推計する。

対家計民間非営利団体の国内株式受取配当 =

対家計民間非営利団体の国内株式資産残高 × 株式資本配当率

〔 株式資本配当率は、「企業業績及び配当の状況（全国証券取引所協議会）」から得られた全国共通の値。 〕

(支払・受取利子)

- 受取利子総額の推計に使用する支払利子の推計方法を以下のように改定する。
 - 民間非金融法人企業の支払利子は、従来は法人企業統計の資本金階層別の支払利子額から推計していたが、国民経済計算の資産負債残高表の民間非金融法人企業の各負債残高に、負債の種類ごとに推計した利率を乗じて推計する方法に変更する。
 - 家計の「その他産業(いわゆる個人企業)」の支払利子は、従来、主な借入先とみられる第二地銀と信用金庫の貸出約定平均金利を用いてきたが、ノンバンクの企業向け貸出金利も加味して支払利率を推計する。
- 非金融法人企業、対家計民間非営利団体、家計の3制度部門の受取利子の推計方法を以下のように変更する
 - 対家計民間非営利団体の受取利子は、以下により計算する
各種共済組合の組合員に対する貸出金利息 +
(預金残高 × 預金利率) + (債券残高 × 債券利率)
 - 民間非金融法人企業、家計の受取利子額は、受取利子の総額から公的非金融法人企業、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体の受取利子額を差し引いた残高を、以下の方法で別途推計したそれぞれの受取利子額の比率で分割する方法に変更する。民間非金融法人企業、家計の受取利子額は、国民経済計算の資産負債残高表の民間非金融法人企業の各資産残高に、資産の種類ごとに推計した利率を乗じて推計する。

(その他の見直し)

- 信託利息等の推計値にキャピタル・ゲイン/ロスが含まれている等の問題点についても訂正する。

勘定・計数への主な影響

所得支出勘定における、財産所得の総額及び制度部門別の配分額が改定されるため、同勘定の一国経済及び関連する制度部門の計数が改定される。

11. 民間非金融法人等の土地賃貸料の改定

現行推計方法の課題

民間非金融法人企業の土地賃貸料は、以下の算式により推計されている。

$$\text{土地賃貸料} = (\text{動産・不動産賃貸料} - \text{動産賃貸料}) \\ \times \text{不動産賃貸料に占める土地賃貸割合}$$

また、それぞれに使用している基礎統計は以下のとおり。

- 動産・不動産賃貸料： 法人企業統計年報の動産・不動産賃貸料
- 動産賃貸料： 特定サービス産業実態調査における物品賃貸業のリース・レンタルの年間売上高
- 不動産賃貸料に占める土地賃貸割合： 昭和 45 年の「法人企業間接費調査」の土地賃貸料に対する建物賃貸料の比率を、市街地価格指数及び企業向けサービス価格指数（不動産賃貸料）を使用して補外推計

この推計方法では、「不動産賃貸料に占める土地賃貸割合」の補外推計に料金の変動のみ反映されることになるため、実態を表していない可能性がある。

推計方法の変更点

平成 5 年、平成 10 年に実施された「法人土地基本調査」、「世帯土地基本調査」、「住宅土地基本調査」から住宅地、商業地別に、民間非金融法人及び家計の借地・貸出地面積を把握できる。また、「家計調査」から、家計の支払った住宅地の土地賃借料が把握できる。これらの情報から土地賃貸料を推計する。

具体的には、まず、家計の支払った住宅地の土地賃借料を家計の借地面積で除することで、住宅地の面積当たりの賃借料（＝賃貸料）を算出する。これに、平成 10 年の「都道府県地価調査」から得られた住宅地と商業地の地価の比率を乗ずることで、商業地の面積あたり賃貸料を推計する（地代と地価が比例することを仮定している）。

こうして得られた住宅地、商業地別の土地賃貸料に、民間非金融法人の住宅地、商業地の貸出地面積を乗じることで、土地賃貸料を推計する（住宅地、商業地の賃貸料は、借り手が法人でも家計でも同じであると仮定している）。

なお、上記の貸出地面積は、「土地基本調査」が利用できない年は固定資産税関連統計を使用して補完・補外推計する。また、「都道府県地価調査」が利用できない年は、市街地価格指数で補外推計する。

勘定・計数への主な影響

民間非金融法人、家計等の財産所得の水準が改定されるため、一国経済、民間非金融法人、家計の所得支出勘定の関連する計数が改定される。

12. 一般政府の社会扶助給付の推計方法の改定

現行推計方法の課題

制度部門別所得支出勘定の推計に際して、老人福祉にかかる地方政府の扶助費は全額を一般政府から家計への「社会扶助給付（支払）」に計上していたが、実際には、家計に直接支出される分と、対家計民間非営利団体に支出される分に分けられる。後者については「社会扶助給付」ではなく、一般政府から対家計民間非営利団体への「そ

の他の経常移転（支払）」に計上すべきである。

推計方法の変更点

一般政府の「社会扶助給付（支払）」から、老人福祉にかかる地方政府の扶助費のうち対家計民間非営利団体に支払われた分を控除し、「その他の経常移転（支払）」の「他に分類されない経常移転」に移す。また、同額を家計の「社会扶助給付（受取）」から控除する。

勘定・計数への主な影響

所得支出勘定において、一般政府の「社会扶助給付（支払）」、家計の「社会扶助給付（受取）」が減少する。また、対家計民間非営利団体の「その他の経常移転（受取）」の総額は変わらないが（ ）内訳が変更になる（一般政府の「その他の経常移転（支払）」が増加し、非金融法人企業、金融機関、家計の「その他の経常移転（支払）」が減少する）。

（ ）対家計民間非営利団体の「その他の経常移転（支払）」については、11年度以前の四半期分割方法を4等分割に改めるため（12年度確報値対応済）、11年以前の暦年値は変更になる。

13. 一般政府の財産所得（受取）のうち準法人企業所得からの引き出しの改定

現行推計方法の課題

現行系列で一般政府の「財産所得（受取）」のうち、「準法人企業所得からの引き出し」に計上しているもののうち、1) 産業投資特別会計から一般会計への繰入、2) 自動車損害賠償責任再保険特別会計から一般会計への繰入、3) 雇用能力開発機構の宿舍等収入については、「準法人企業所得からの引き出し」には当たらず、他の項目に計上すべきものである。1) 産業投資特別会計からの繰入は無利子融資の元本返済分であり、2) 自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入は一般会計への貸出であることから、金融勘定に記録すべきものである。また、3) 雇用能力開発機構の宿舍等収入については、宿泊施設の利用料収入であるため、雇用能力開発機構の属する一般政府の「商品・非商品販売」に計上すべきものである。

推計方法の変更点

上記1)、2)について、平成2年以降、一般政府（受取）及び金融機関（支払）の「準法人企業所得からの引き出し」から控除し、金融勘定に記録する。また、3)については、一般政府（受取）及び非金融法人（支払）の「準法人企業所得からの引き出し」から控除し、政府最終消費支出の控除項目である「商品・非商品販売」に加算する（政府最終消費支出は同額減少）。

勘定・計数への主な影響

一国経済、金融機関、一般政府の所得支出勘定、資本調達勘定、ストック編の計数が改定されるほか、政府最終消費支出が改定されるため名目GDPも改定される。

<デフレーター改定>

14. 固定資本形成デフレーターの推計方法の改定

現行推計方法の課題

固定資本形成関係のデフレーター推計に用いている総固定資本形成マトリックスの「各部門毎の品目別構成比」は、「平成7年産業連関表」の情報を用いているが、平成7年基準改定作業において「用いるべき産業連関表の情報の一部」の活用漏れ等があった。

また、建設業の産出額の内「付加価値部分」の四半期別推計には「毎月勤労統計調査」の「建設業5人以上の事業所・定期給与指数」を用いているが、対応するデフレーターの推計には「30人以上の事業所・定期給与指数」を用いていたことから、整合性がない。

推計方法の変更点

基準年（平成7年）における総固定資本形成マトリックス（原マトリックス）を修正する。建設業付加価値部分に対応するデフレーターに使用する賃金指数を、「5人以上の事業所・定期給与指数」に変更する。

勘定・計数への主な影響

デフレーターの改定により、支出系列における固定資本形成及びGDPの実質値が改定される。なお、新しい方法は、新推計方法に基づくQEに反映済みである。

<資本調達・ストック面の計数の改定>

15. 資金循環統計の遡及改定等に伴う対応

現行推計方法の課題

日本銀行は平成14年9月に資金循環統計を遡及改定したが、国民経済計算の金融勘定は対応していない。また、平成8年以前の対外純資産が、資金循環統計や国際収支統計の計数と一致していない。

推計方法の変更点

金融勘定の計数を遡及改定された資金循環統計に対応した計数に改定する。主な改

定項目は以下のとおり。

- 現金担保付以外の債券貸借取引を従来は借手が証券を保有する扱いとしていたが、貸手が証券を保有する扱いに変更（国債、対外証券投資）。
- 地方公営企業の一部事業（下水道事業）を地方公共団体に変更（公的非金融法人から地方公共団体へ変更）。
- 生命保険会社に委託している保険年金基金の運用資産の構成を変更。

また、平成8年以前の対外純資産を、資金循環統計や国際収支統計の計数を使い再推計し直す。

勘定・計数への主な影響

再推計によりフローの金融取引表の各項目（資金過不足を含む）が改定される。また、ストックでも金融資産・負債残高が改定される。

16. その他の計数の改定

現行推計方法の課題

国の一般会計・特別会計間の繰入金の取扱いに関する問題点を修正するとともに、土地資産額推計をより詳細な基礎統計に対応した方法に変更する必要がある。

推計方法の変更点

(1) 国の一般会計・特別会計間の繰入金を金融勘定に計上

国の一般会計・特別会計間の繰入金で債権・債務関係にあるものを、国の決算書の貸借対照表から把握し、金融勘定の「その他」の項目に計上する。

(2) 土地資産額の再推計

土地資産額推計に用いる基礎統計（固定資産の概要調書）は3年に1度評価替を行っている。民有地資産額を推計する際、評価替の影響を少なくするため中間年の面積及び決定価格を修正し、平成9、10暦年を遡及改定する。

勘定・計数への主な影響

再推計によりフローの金融取引、資本調達勘定が改定される。また、期末貸借対照表勘定、資本調達勘定が改定されるとともに、正味資産も改定される。

<その他の計数の改定>

17. 公務等の雇用者数の改定

現行推計方法の課題

就業者数、雇用者数の推計において、「公務」に格付けされるべき特殊法人の一部

と、「農林水産業」に格付けされるべき林業の一部が、「サービス業」に含まれていたため、平成 12 年度確報推計時に基礎統計が収集できた平成 10 年まで遡って改定していた。また、その際、国民健康保険事業会計の事業勘定分の人数が「サービス業」に含まれていたため、同様に改定を行った。このため、平成 9 年までの計数と平成 10 年以降の計数の間に断層が生じており、平成 9 年以前についても同じ改定を行う必要がある。更に、その後の検討において、「特別会計の定員」の再推計と、「製造業」の経済活動別分類の再組替えが必要となった。

推計方法の変更点

「公務」、「農林水産業」、「国民健康保険事業会計」に係る再推計を平成 2 年から 9 年についても実施する。「特別会計の定員」と「製造業」に関する再推計を平成 2 年以降について実施する。

勘定・計数への主な影響

国民経済計算年報の付表 3 . と参考表 2 . の数値が改定される。